

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年3月23日から26日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	81歳	女	757,000円	991,400円	1,748,400円	回復前の厚生年金加入期間31月に172月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人から申出の会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,160万円
2	80歳	男	754,500円	1,640,900円	2,395,400円	回復前の厚生年金加入期間155月に155月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が相談窓口を訪れ、ご本人のご実家(厚生年金加入事業所)に勤務していた期間の確認をしたいとの申出があり、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,780万円
3	75歳	男	717,500円	1,969,500円	2,687,000円	回復前の厚生年金加入期間471月のうち276月の標準報酬月額を補正。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者で「加入期間にもれはなし」と回答されたご本人から厚生年金の加入内容(報酬等)を再確認したいとの申出があり、記録の内容を確認したところ、標準報酬月額に誤りのある期間があることが判明し、旧台帳等を確認のうえ正しい標準報酬月額に記録を補正した。	約1,690万円
4	80歳	女	617,600円	798,200円	1,415,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に128月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,760万円
5	78歳	女	540,000円	792,100円	1,332,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に129月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,540万円
6	75歳	女	537,700円	560,100円	1,097,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に143月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,530万円
7	87歳	男	531,100円	1,880,700円	2,411,800円	回復前の厚生年金加入期間268月に18月及び船員保険加入期間66月(厚生年金換算88月)を追加。	○「グレー便(厚生年金の旧台帳記録と基礎年金番号の記録との突き合わせによりご本人の記録の可能性のある方へのお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご家族のご協力を得てご本人の職歴等を聴取し、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金及び船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,430万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
8	83歳	男	531,000円	1,653,100円	2,184,100円	回復前の厚生年金加入期間216月に船員保険加入期間97月(厚生年金換算129月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人の申出の「もれがある」と申出の会社名(船名、船主)、乗船期間により社会保険業務センターに調査を依頼したところ、後日、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録統合した。 ○船員保険の記録97月(厚生年金換算129月)が統合され厚生年金期間の合計が345月となったことから、年金額の増額と併せて厚生年金の期間が240月以上あり配偶者のある方に支給される加給年金が老齢厚生年金の受給開始月から配偶者が65歳に達した月までの期間について追加支給されることとなった。	約1,360万円
9	81歳	男	524,300円	1,238,700円	1,763,000円	回復前の厚生年金加入期間102月に120月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」との申出の会社名、勤務期間により管轄社会保険事務所において調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部が相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。	約1,230万円
10	86歳	男	497,300円	795,400円	1,292,700円	回復前の厚生年金加入期間138月に国民年金保険料納付済期間192月及び国民年金保険料全額免除期間12月を追加。(旧法通算老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出の住所等により調査したところ、ご本人の申出と一致する国民年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は厚生年金の記録のみで旧法通算老齢年金を受給していたが、今回判明した国民年金の記録により新たに国民年金の旧法通算老齢年金も併せて受給できることとなった。	約1,040万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	3件 (事例 1、2、10)
ねんきん特別便(全員便)	6件 (事例 3、4、5、6、8、9)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	1件 (事例 7)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 1)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)